

返戻金について

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、当社は下記の率で算出した金額を払戻するものとします。但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

退職時期	返戻金の割合
入社1ヵ月以内の退職の場合	返戻金 支払った初期費用の全額 (行政書士への支払い分を除く)
入社3ヵ月以内に退職の場合	返戻金 支払った初期費用の70% (行政書士への支払い分を除く)
入社6ヵ月以内に退職の場合	返戻金 支払った初期費用の50% (行政書士への支払い分を除く)

※報酬の返戻については、その事由発生の事実を当社に書面で申し入れ。当社がその申し出を受領した時点より5営業日以内に返金を行います。

※但し、本件、制度の詳細・適用については個別に各求人者との取引において、定めます。

埼玉県熊谷市上奈良1281番地1
合同会社ベトナム人材支援センター